

いじめ問題に対応するための 教育文化学部及び附属学校園の取り組み

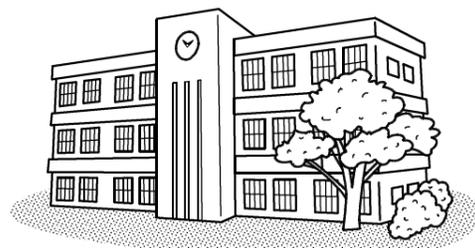
国のいじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月公布、9 月施行）に基づき、平成 26 年 3 月、教育文化学部（以下、学部）と小学校・中学校・特別支援学校のそれぞれで「いじめ基本方針」を策定しました。

いじめとは、子どもが一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいいます。

いじめの例：

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視される
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

学部の基本方針では、関係者全員が、いじめは子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であることを認識し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えること、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のために、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に連携していじめの防止に取り組むこととしています。



いじめ問題等に対応するため、以下の組織を設置しました。

○ 附属学校子どもの人権委員会

学部副学部長を委員長とし、校園長、副校園長、各校園保護者代表、学部臨床心理学教員、教育学・教育心理学教員、法律学教員などで構成します。

附属学校園全体において、いじめに限らず、体罰など、子どもの人権の尊重・擁護のための検討や取り組みを行います。

もし人権侵害の事例が起こったときには、「子どもの人権侵害調査部会」が調査や対応の検討を行います。部会は、副学部長を部長とし、学部の関連する専門の教員によって構成します。

○ 附属小学校、中学校、特別支援学校のいじめ防止対策委員会

校長を委員長とし、副校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭などで構成します。各学校の実情を踏まえ、いじめを未然に防止するとともに、発生した際には早期に発見・対応し、再発防止等に取り組みます。

○ 気がかりなことがあったら

児童・生徒のみなさんは、早めに担任に相談するようにして下さい。言いにくいことがあれば、スクールカウンセラーや保健室の先生、誰でも話しやすい人に相談して下さい。

保護者の方は、何か気になることがあれば、まずは担任に気軽にご相談下さい。それでも何か納得できないことがあれば、管理職等にご相談下さい、学校として対応させていただきます。またできるだけ早めに対応を検討し、対応するとともに、その結果をお知らせします。

以上のようなことをやっていただいた上で、なお学校の対応に納得できないことがあれば、学部にご相談下さい。どうしても、学校には相談しにくいことがあるかもしれません。その場合は学部に直接知らせていただいても結構です。

○ 窓口（勤務時間内をお願いいたします）

附属小学校 副校長または教頭 TEL 862-2593 アドレス fuzoku@aes.akita-u.ac.jp

附属中学校 副校長または教頭 TEL 862-3350 アドレス futyuu@jrh.akita-u.ac.jp

附属特別支援学校 副校長または教頭 TEL 862-8583 アドレス fuyo@sh.akita-u.ac.jp

教育文化学部 総務担当電話 TEL 018-889-2504 アドレス kyosou@jimmu.akita-u.ac.jp

※秋田市教育研究所「いじめ・不登校などの教育問題相談窓口」

TEL 866-2255 865-0056 平日 9:00～16:30

※秋田県教育委員会 「24時間いじめ相談ダイヤル」 TEL 0570-0-78310

中央教育事務所「いじめ緊急ホットライン」 TEL 0120-377-904 平日 8:30～17:00

☆☆☆いじめをなくすための私たちの役割と責務☆☆☆

○ 保護者の責務 ○

- ◆ 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心して過ごせるよう子どもを愛情をもって育む。
- ◆ 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させる。
- ◆ 保護者は、必要に応じて学部または学校に相談その他の支援を求めることができる。
- ◆ 保護者は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、速やかに学部、学校または関係機関等に相談または通報する。
- ◆ 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努める。

○ 子どもの役割 ○

- ◆ 子どもは互いに思いやり支え合い、いじめのない、またいじめが起きてもすぐに解決することのできる明るい学校生活が実現できるように努める。
- ◆ 子どもは、いじめを受けた場合、一人で悩まず家族、学校、友だちまたは関係機関等に相談する。
- ◆ 子どもは、いじめ（疑われるものを含む）を発見した時や友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校または関係機関等に相談する。



○ 学部の責務 ○

- ◆ 学部は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、附属学校園内の必要な体制を整備する。
- ◆ 学部は、子どもをいじめから守るため、附属学校園及び関係機関等と緊密な連携を図る。
- ◆ 学部は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行う。



○ 学校の責務 ○

- ◆ 学校は、教育活動を通して子どもの自他の生命を大切にし、自他の人権と尊厳を守ろうとする態度及び実践力を育成する。
- ◆ 学校は、いじめを予防し、早期にいじめを発見する体制を整えとともに、子どもが安心して相談することができるように環境を整える。
- ◆ 学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織的に対応し、その内容を学部に報告する。
- ◆ 学校は、対症療法にとどまらず、いじめの背景や原因を探り、抜本的な対策をたてるとともに、着実に実行する。
- ◆ 学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともにそれぞれの学年や発達段階に応じた学級の環境づくりに取り組む。
- ◆ 学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行う。